

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B1111	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
B1112	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。
B1113	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。
B1121	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
B1122	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。
B1131	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
B1132	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
B1133	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
B1141	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。
B1151	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。
B1152	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 大規模盛土造成地マップや宅地液化マップの作成をはじめとする変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。
B1161	1. 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	○ 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。
B1211	1. 人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○ 常時観測を行っている9火山において、市町村や関係機関と連携を図り避難計画を策定するなど、警戒避難体制の整備を進める。
B1212	1. 人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○ 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。
B1221	1. 人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○ 常時観測9火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進するとともに、関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。
B1222	1. 人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○ 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。
B1223	1. 人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	○ 道内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。
B1311	1. 人命の保護	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○ 国が検討を進めている太平洋沿岸における断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進する。
B1312	1. 人命の保護	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○ 市町村における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、未策定地域の策定を促進するとともに、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。
B1313	1. 人命の保護	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○ 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村の津波避難計画等に基づき整備を促進する。
B1321	1. 人命の保護	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○ 海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。また、高潮浸水シミュレーションを行い、北海道沿岸における高潮浸水想定区域の指定等を推進する。
B1322	1. 人命の保護	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	○ 津波の減衰効果のある海岸防災林について、モデル地区において検討した効果的な手法を踏まえた整備を推進する。
B1411	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するほか、市町村の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。
B1412	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B1421	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
B1422	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
B1423	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取組を推進する。
B1424	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。
B1425	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。
B1426	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、市町村、気象台などの関係機関で構成する各地域の「大規模氾濫減災協議会」において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。
B1431	1. 人命の保護	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ 浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、地下施設の防災対策を促進する。
B1511	1. 人命の保護	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○ 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
B1512	1. 人命の保護	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○ 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。
B1521	1. 人命の保護	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
B1522	1. 人命の保護	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。
B1611	1. 人命の保護	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	○ 市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
B1612	1. 人命の保護	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	○ 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本道の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
B1613	1. 人命の保護	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	○ 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。
B1711	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
B1712	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。
B1713	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。
B1721	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各市町村における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。
B1722	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。
B1723	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を促進する。
B1724	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
B1725	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点と連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。
B1726	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。
B1731	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B1732	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
B1733	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や可否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。
B1741	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。
B1751	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
B1752	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。
B1753	1. 人命の保護	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	○ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
B2111	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
B2112	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。
B2113	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
B2114	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路のうち、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。
B2115	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
B2116	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。
B2121	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、14の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
B2122	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
B2123	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、道及び市町村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
B2124	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の	○ 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。
B2211	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	○ 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。
B2212	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	○ 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議などを通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底するなど安全かつ確かな航空機の運航を確保する。
B2213	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	○ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。
B2221	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	○ 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。
B2231	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	○ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。
B2311	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	○ 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、医師や保健師等の保健所職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。
B2312	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	○ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B2313	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。
B2321	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。
B2331	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 道内全ての災害拠点病院に設置されているDMAT(災害派遣医療チーム)の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。
B2332	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 災害発生時に、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制の更なる強化を図る。
B2333	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保など改正後の指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。
B2334	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 大規模災害時において、傷病者が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、拠点となる空港にSCU(空港搬送拠点臨時医療施設)を設置するなど、被災地外への搬送体制の整備を図る。
B2341	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要の人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。
B2342	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。
B2343	2. 救助・救急活動等の 迅速な実施	2-3 被災地における保健・医療・ 福祉機能等の麻痺	○ 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。
B3111	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 道の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報などの共有について本庁と振興局との連携を強化する。
B3112	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マナー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
B3113	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、市町村の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。
B3121	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
B3122	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 業務全体を対象にした市町村の業務継続計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。
B3123	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」に沿った取組を計画的に進めるとともに、市町村においても、ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。
B3131	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
B3132	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。
B3133	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。また、広域的な調整やノウハウの提供など市町村の取組を支援する。
B3141	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。
B3142	3. 行政機能の確保	3-1 道内外における行政機能の 大幅な低下	○ 政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を促進する。
B4111	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネル ギー供給の停止	○ 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。
B4121	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネル ギー供給の停止	○ 気象条件によって変動する風力発電や太陽光発電などの導入拡大が図られるよう、北本連系設備の更なる増強に向けた取組を推進する。
B4122	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネル ギー供給の停止	○ 道内における電力基盤の増強に向け、現在、国と民間により進められている送電網整備に係る実証事業を促進するとともに、これらの実証事業の拡大やAI、IoTといった新たな技術の活用なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を推進する。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B4123	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。
B4124	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。
B4125	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、道民等へ発信するため、国や電気事業者等との連携強化を図る。
B4131	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 燃料電池自動車(FCV)の普及など水素需要の拡大を進めるとともに、天然ガス・地熱の利用、メタンハイドレートの資源化、廃棄物の電力・熱利用など、本道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。
B4132	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 石炭地下ガス化やクリーンコール技術開発、石炭の採掘技術継承など本道の石炭資源の有効活用に向けた取組を推進する。
B4141	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。
B4142	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートSSの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。
B4143	4. ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	○ 石油コンビナートの防災対策について、防災関係機関との連携強化を図りながら、「北海道石油コンビナート等防災計画」を踏まえた火災予防や災害時の応急対策、住民の避難対策などの取組を推進する。
B4211	4. ライフラインの確保	4-2 食料の安定供給の停滞	○ 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
B4212	4. ライフラインの確保	4-2 食料の安定供給の停滞	○ 本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。
B4221	4. ライフラインの確保	4-2 食料の安定供給の停滞	○ 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。
B4231	4. ライフラインの確保	4-2 食料の安定供給の停滞	○ 雪水冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。
B4241	4. ライフラインの確保	4-2 食料の安定供給の停滞	○ 道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化する。
B4311	4. ライフラインの確保	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	○ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。
B4312	4. ライフラインの確保	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	○ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。
B4321	4. ライフラインの確保	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	○ 災害時に備えた下水道のBCPIについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
B4322	4. ライフラインの確保	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	○ 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。
B4411	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。
B4412	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 青函共用走行区間における貨物鉄道輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。
B4421	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 道内外の災害時において、被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な高規格幹線道路について、函館市、北見市など道内主要都市間のミッシングリンクの早期解消に向けた取組を推進する。
B4422	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。
B4431	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
B4432	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。
B4441	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 北海道と道外とを結ぶ航空ネットワークの拠点である新千歳空港については、防災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、輸送力の強化や代替ルートの確保のため、24時間運用の推進及びCIQ(税関・出入国管理・検疫)体制の充実、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B4442	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、CIQ体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。
B4443	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 地元市町村をはじめ、道内7空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。
B4451	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。
B4452	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。
B4461	4. ライフラインの確保	4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	○ 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。
B5111	5. 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動	○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。
B5112	5. 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動	○ 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靱かつ冗長な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。
B5113	5. 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動	○ 道内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。
B5121	5. 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動	○ 大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版BCP策定の手引き」の策定、配付、BCPセミナーの開催のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、道内の中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。
B5131	5. 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動	○ 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。
B5211	5. 経済活動の機能維持	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	○ 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。
B5212	5. 経済活動の機能維持	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	○ 国際拠点港湾及び重要港湾における事業継続計画について、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。
B5213	5. 経済活動の機能維持	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	○ 北極海航路の利活用に向けて、道内港湾の拠点化に向けた検討や航行船舶の誘致など、貨物輸送体制の構築を進めるほか、地理的に優位性のある北海道の港湾の新たな活用方策やそのための機能整備のあり方等について検討を進める。
B5221	5. 経済活動の機能維持	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	○ 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。
B6111	6. 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	○ 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づき対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。
B6112	6. 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生	○ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。
B6211	6. 二次災害の抑制	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
B6212	6. 二次災害の抑制	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
B6221	6. 二次災害の抑制	6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。
B7111	7. 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	○ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、道内外における相互協力支援体制の構築に努める。
B7121	7. 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	○ 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。
B7131	7. 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	○ 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な取用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し被災市町村に対する効果的な支援方法を検討する。
B7211	7. 迅速な復旧・復興等	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	○ 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
B7212	7. 迅速な復旧・復興等	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	○ 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。
B7221	7. 迅速な復旧・復興等	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	○ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。

北海道強靱化計画の施策コード表

強靱化 施策コード	強靱化 カテゴリー	強靱化 リスクシナリオ	強靱化 個別施策
B7231	7. 迅速な復旧・復興等	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	○ 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、市町村や住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。